

# 居宅介護支援事業所

医療法人社団武蔵野会 ケアプランセンターcarna五反田 運営規程

## <事業の目的>

### 第1条

この規程は、医療法人社団 武蔵野会が開設する「医療法人社団武蔵野会 ケアプランセンターcarna五反田」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## <運営方針>

### 第2条

1. 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
2. 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。
5. 地域包括支援センターが「支援困難」として判断したケースについて、積極的に受け入れを行い密接な連携に努めるものとする。

## <事業所の名称等>

### 第3条

1. 名称：医療法人社団武蔵野会 ケアプランセンターcarna五反田
2. 所在地：東京都品川区西五反田3-10-9 carna五反田6階

## <従業者の職種、員数及び職務内容>

### 第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤：介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
2. 介護支援専門員 2名（常勤：介護支援専門員 専従）  
居宅介護支援業務を行う。

## <営業日及び営業時間>

### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日（午後）から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
2. 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
3. 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

## <居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等>

### 第6条

指定居宅介護支援の提供方法、内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1. 相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
2. 課題分析表の種類 老企第29号別紙4「課題分析標準項目」に準じた様式を使用
3. サービス担当者会議 当該事業所にて開催
4. 居宅訪問の頻度 利用者の状況により月1回以上
5. モニタリングの結果記録 月1回以上
6. 交通費 

①訪問実施区域内	無料
②訪問実施区域外（自転車）	無料
③公共交通機関（区域外）	実費
④自動車（訪問実施区域外）	324円（2km以上、1kmごと）

## <通常の事業の実施地域>

### 第7条

通常の事業の実施地域は、品川区、目黒区、港区の一部を区域とする。

詳細な地域

- ・品川区 全域（八潮、南大井、西大井除く）
- ・港区 白金台、高輪、三田4・5丁目、白金
- ・目黒区 東部地区、中央地区、南部地区

## <虐待防止>

### 第8条

利用者の人権の擁護、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応に加え、その再発を防止するため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、介護支援専門員に対する研修の実施、担当者を設置する措置を講ずる。

## <苦情処理>

### 第9条

1. 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
2. 提供した指定居宅介護支援に関し介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

## <事故発生時の対応>

### 第10条

1. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## <個人情報の保護>

### 第11条

1. 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

## <非常災害、感染症対策>

第12条 非常災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、地域の関係機関と連携を図り、定期的に年2回以上の訓練を行う。

3 事業継続計画(BCP)について

\*感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

\*職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

\*定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

4 大規模災害時のサービスの継続可否について

感染症の発生や大規模な自然災害(台風、大雨、洪水等)や、交通災害(道路の破損、工事等)が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性がございます。有事においてはこちらの都合でサービスを一時中止する場合がございます。有事の際の対応として当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じます。

5 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。

## <ハラスメント対策>

第13条 介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組みます。事業者としてハラスメント防止に従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組みます。従業員から利用者、家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業員に対しての顧客ハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応いたします。事案によっては、契約解除などの措置も致します。

## <その他運営についての留意点>

### 第14条

1. 事業所は、従業員の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - 1) 採用時研修 採用後6カ月以内
  - 2) 継続研修 年2回以上
2. 従事者は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 武蔵野会の理事長及び関係各所との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成27年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改定する。

この規程は、平成27年 5月 1日から改定する。

この規程は、平成27年 12月 1日から改定する。

この規程は、平成28年 4月 16日から改定する。

この規程は、平成29年 1月 4日から改定する。

この規程は、令和1年 10月 1日から改定する。

この規定は、令和3年 4月 1日から改定する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から改定する。

この規程の改正の日から令和6年3月31日までの間は、第8条の規程中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」とする。

この規程は、令和 4年 4月 1日から改定する。

この規程は、令和 6年 2月 1日から改定する。

居宅介護支援事業者 運営規程 別紙料金表

【基本利用料】

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援費 I (i) 12,266 円/月	居宅介護支援費 I (i) 15,937 円/月

【加算】

加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
初 回 加 算	3,420 円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合や要介護状態区分が 2 区分以上変更となり居宅サービス計画を作成する場合に算定
特 定 事 業 所 加 算	(I) 5,757 円 (II) 4,639 円 (III) 3,522 円 (A) 1,140 円	独立性や中立性を保ちながら、地域包括支援センター等と連携し、質の高いケアマネジメントを行う事業所に算定
特定事業所医療介護連携加算	1,425 円	上記 (I) ～(III)のいずれかを取得し且つ算定要件を満たす場合に算定
入 院 時 情 報 連 携 加 算	(I) 2,280 円 (II) 1,140 円	入院に当たり 3 日以内(I)、4 日以上 7 日以内(II)に当該利用者に係る必要な情報提供をした場合に算定

<p>退 院 ・ 退 所 加 算</p>	<p>(I)イ 5,130 円  (I)ロ 6,840 円  (II)イ 6,840 円  (II)ロ 8,550 円  (III) 10,260 円</p>	<p>病院等から退院または退所するとき、病院等の職員と面談の上、必要な情報を受け介護サービス等の調整を行った場合（初回加算と同時に算定不可）に加算（入院等期間中に 1 回を限度として算定）</p>
<p>通 院 時 情 報 連 携 加 算</p>	<p>570 円/月</p>	<p>病院等で医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行った上でケアプランに記録した場合に算定(月 1 回を限度)</p>
<p>緊急時等居宅カンファレンス加算</p>	<p>2,280 円</p>	<p>病院または診療所等の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービス等の利用調整を行った場合に算定（1 月に 2 回を限度として算定）</p>
<p>ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>4,560 円</p>	<p>死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合に算定</p>